

知夫村

新型インフルエンザ等対策行動計画

(平成26年11月)

— 目 次 —

I はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
2. 取組の経緯	
II 総論（新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針）	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
5. 対策の推進体制	9
6. 対策推進のための役割分担	11
7. 行動計画の主要5項目	13
(1) 実施体制	13
(2) 情報収集・情報提供・共有	13
(3) まん延防止に関する措置	15
(4) 予防接種	16
(5) 村民生活・地域経済の安定の確保	19
8. 発生段階	19
III 各論（各段階における対策）	21
1. 未発生期	22
2. 海外発生期	26
3. 県内未発生期	28
4. 県内発生早期	31
5. 県内感染期	34
6. 小康期	37
IV 参考資料編	39
・特定接種の対象となる業種・職種について	40
・用語の解説	45

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

平成21年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年間で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死者数は203人、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この経験を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このため、国では、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた。

これにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとした。

2. 取組の経緯

(1) 国の行動計画

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことや平成21年に国内でも大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成21年2月に及び平成23年9月に抜本的な改定を行ってきた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的、地域的に医療資源、物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと

同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

(2) 島根県の行動計画

県においては、平成17年に「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年4月、平成24年3月に改定を行った。

そして特措法第7条に基づき、平成25年12月に「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

(3) 知夫村の行動計画の作成

知夫村においても平成21年5月に「知夫村新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していたが、特措法第8条に基づき、国・県の行動計画策定を受けて、政府行動計画及び島根県行動計画と整合性を保ちつつ、新たに「知夫村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものとする。

村の行動計画は、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項や本村が実施する措置に関する事項、推進するための体制に関する事項及び関係機関との連携に関する事項等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、知夫村行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

知夫村行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて見直す必要があり、適時適切に必要な変更を行うものとする。

Ⅱ. 総論

II. 総論…新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合には、村民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を村の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、また、新型インフルエンザ等については、長期的には、村民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の受容能力を超えてしまうということを念頭に、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

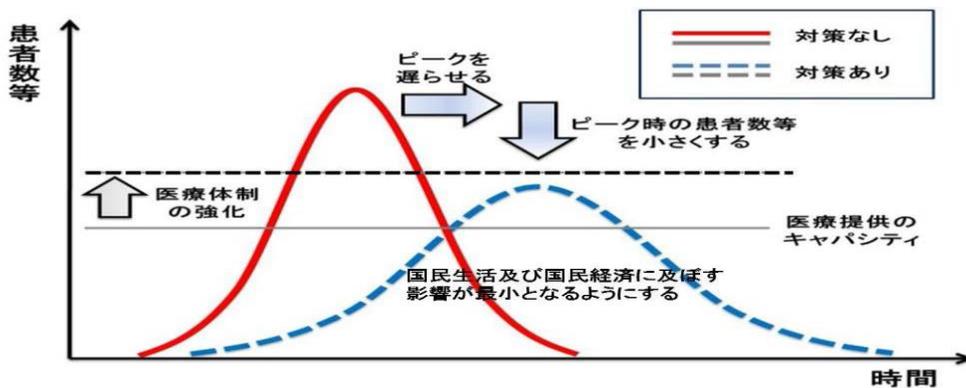
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンが製造されるための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の受容能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 村民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は村民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザの世界的大流行の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本村行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで国は、科学的知見に基づき、わが国の地理的条件、大都市への人口集中や交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各国の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

(2) 発生段階に応じた対応

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしている。

①発生前の段階（未発生期）

～発生に備えた事前の準備を周到に行っていく時期～

- ・水際対策の実施体制の構築
- ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制整備
- ・ワクチンの供給体制の整備
- ・国民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定

事前の準備の周知

②海外発生の段階（海外発生期）

～直ちに、対策実施のための体制に切り替える時期～

- ・病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要。
- ・我が国が島国である特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。

③国内の発生当初の段階（国内発生早期）

～感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる時期～

- ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行う。
- ・国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

コメントの追加 [31]: 上記同様

④国内で感染が拡大した段階（国内感染期）

～社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる時期～

- ・国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い重症急性呼吸器症候群(SARS)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本村行動計画は、以上のような、島根県行動計画の考え方を踏まえて作成した。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、県や指定(地方)公共機関相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限

コメントの追加 [32]: 指定地方公共機関についても記載していただきたい。

は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

知夫村新型インフルエンザ等対策本部（以下「村対策本部」という。）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合には県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱・咳といった初期症状や感染経路も主に飛沫感染・接触感染と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する高病原性の新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であるが、国の行動計画では次のように想定している。

【試算方法】

- ・ **患者数**：国の行動計画では全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると推計。
- ・ **入院患者数、死亡数**：医療機関受診数の上限値（約2,500万人）を基に、致命率をアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と推計。
- ・ **1日当たりの最大入院患者数**：流行が各地域で8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布（流行発生から5週間）で推計。

なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

- ・ **被害想定**については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととなる。

- ・ **未知の感染症である新感染症**については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされた。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

以上のことを踏まえ、知夫村の被害想定を、国及び県の「新型インフルエンザ等行動計画」を参考にして次のとおり試算した。

【新型インフルエンザが発生した場合の被害想定】

		国	島根県	知夫村 H. 26. 10. (人口 594 人)
患者数		約 3200 万人	約 18 万人	約 149 人
医療機関 受診者数	致命率：中等度※1	約 1300 万人	約 7 万人	約 61 人
	致命率：重度 ※2	約 2500 万人	約 14 万人	約 117 人
入院患者数	致命率：中等度	約 53 万人	約 3,000 人	約 3 人
	致命率：重度	約 200 万人	約 10,000 人	約 10 人
死亡者数	致命率：中等度	約 17 万人	約 900 人	約 1 人
	致命率：重度	約 64 万人	約 3,000 人	約 3 人
1日あたりの 最大入院患者数	致命率：中等度	10.1 万人	約 500 人	約 1 人
	致命率：重度	39.9 万人	約 2,000 人	約 2 人

※1 中等度：アジアインフルエンザ等を想定した致命率(0.53%)で算出

※2 重 度：スペインインフルエンザを想定した致命率(2%)で算出…小数点以下は切り上げ

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では以下のような影響を一つの例として想定している。

- ・国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策の推進体制

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

(2) 島根県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応が求められる。正確な情報の提供、発生動向の把握、発生の予防、治療等、流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため本庁に「島根県新型インフルエンザ等対策推進本部」及び「地区対策推進本部」を設置するとともに二次医療圏（以下、「圏域」という）においては、「地区推進会議」を設置する。新型インフルエンザ等が発生（海外発生期）し、国が政府対策本部を設置したときには

「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要に応じて「地区対策本部」を設置する。

(3) 知夫村

村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。新型インフルエンザ等対策の推進のため、行動計画の策定や対策本部の設置など県や近隣の町村と密接に連携し、対策を実施する。

(4) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

参考：指定（地方）公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特措法第2条第7項）

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は村民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等発生前から従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。また、発生時にはその活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 村民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

【個人での備蓄物品の例】

～出典：個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン～

★食料品（長期保存可能なもの）の例

米、乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）、即席めん、インスタントラーメン、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、各種調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）、切り餅、缶詰、菓子類、育児用調製粉乳

★日用品・医療品の例

マスク（不織布製マスク）、体温計、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）、常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏、ガーゼ・コットン、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとなないもの）、洗剤（衣類・食器等）、石鹸、シャンプー・リンス、紙おむつ、生理用品（女性用）、ごみ用ビニール袋、ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）、カセットコンロ、ボンベ、懐中電灯、乾電池

6. 対策推進のための役割分担

共通	<ul style="list-style-type: none">① 県、関係機関・団体等との間の情報共有に関する事② 所管する集客施設等におけるまん延防止に関する事③ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事④ 職場内での予防対策及び感染防止対策の徹底に関する事⑤ 発生期における村業務の維持継続に関する事
----	--

総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等対策本部に関する事 ② 広報の総括に関する事 ③ 村民への情報提供に関する事 ④ 報道機関への情報提供に関する事 ⑤ 業務の維持（職員の健康管理を含む）の総括に関する事 ⑥ 庁舎におけるまん延防止対策に関する事 ⑦ ライフライン（電気、通信、金融）の機能確保に関する事 ⑧ 自衛隊の派遣要請に関する事 ⑨ 犯罪被害防止のための情報提供に関する事 ⑩ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事 ⑪ 企業活動の維持・復旧のための支援に関する事
村民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ① 防疫対策の統括に関する事 ② 医療提供体制(知夫村診療所・歯科診療所)の確保に関する事 ③ 患者輸送体制の確保に関する事 ④ 社会福祉施設等(郡保育所、招福苑など)における感染予防・まん延防止に関する事 ⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関する事 ⑥ 新型インフルエンザ予防接種に関する事 ⑦ 健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事 ⑧ 高齢者、障がい者等の要援護者への支援に関する事 ⑨ 生活衛生関係営業者に対する感染予防策の周知に関する事 ⑩ 村内在住外国人への情報提供に関する事 ⑪ 在外村民への情報提供に関する事 ⑫ 火葬体制の確保のための支援に関する事 ⑬ 遺体安置のための施設の確保準備に関する事
産業課	<ul style="list-style-type: none"> ① 食料の確保のための支援に関する事 ② 生活関連物資の確保のための支援、物価・流通状況監視等に関する事 ③ 高病原性鳥インフルエンザ対策本部事務局所管課としての新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関する事 ④ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ① 村所有の患者輸送船に関する事 ② 建設事業者の企業活動の維持・復旧のための支援に関する事 ③ ライフライン（水道、下水道等）の機能確保に関する事 ④ 廃棄物の処理に関する事 ⑥ ごみの排出抑制に関する事
観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係事業所（者）における感染予防・まん延防止等に関する事 ② 観光の制限に関する事

教育委員会	①小中学校における感染予防・まん延防止等に関すること ②小中学校の臨時休校に関すること ③発生期における教育対策に関すること
-------	--

7. 行動計画の主要5項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である①「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。」②「村民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、(1)実施体制、(2)情報収集・情報提供・共有、(3)まん延防止に関する措置(4)予防接種(5)村民の生活及び地域経済の安定の5項目に分けて構成した。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、県、村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

村は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策本部の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係課間等の連携を確保しながら、関係課一体となった取組みを推進する。さらに、関係課においては、県、近隣町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部から特措法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたら、関係課一体となった対策を強力に推進するため、速やかに村長を本部長とし、関係各課の管理職からなる新型インフルエンザ等対策本部を設置する。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部長が、特措法に基づき、本村を含む区域とする緊急事態宣言を出した場合は、村の対策本部長は必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、村においては、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に選

元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。このため、国や県と連携し、各種のサーベイランスの実施に協力するものとする。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立したときには、県内のサーベイランス体制に協力する。

①情報提供・共有の目的

国、県、村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

②情報提供手段の確保

村民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③発生前における村民等への情報提供

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを村民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に村民に正しく行動してもらい上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

④発生時における村民等への情報提供及び共有

A. 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外、県内外、村内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮してわかりやすい情報提供を行う。

村民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。そのため、以下の点に特に注意してマスメディアに情報を提供する。

- a. 提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝える。
- b. 正しい内容が正確に伝わるよう丁寧に説明する。
- c. 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

村民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、村から直接、村民に対する情報提供を行う手段として、ケーブルテレビ放送や防災無線放送の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

B. 村民の情報収集の利便性向上

村民の情報収集の利便性向上のため、県が、県下の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約して設置したサイトを活用する。

C. 情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。対策本部内に広聴広報担当者を設置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に 대응するための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろに遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

①主な感染拡大防止策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・

咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか、海外で発生した際には、感染症には潜伏期間や不顕性感染があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(4) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

② 特定接種

A. 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、次のとおりとされている。

- a. 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等

対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

政府行動計画では、登録事業者、公務員を別添のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることを基本とするとしている。

- 医療関係者
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- それ以外の事業者

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

B. 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

C. 住民接種

特措法においては、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、緊急事態宣言が行われている場合については、住民に対する予防接種を予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行うこととなる。（特措法第46条）

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者

について、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報等を踏まえて決定するとしている。

特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類されることを基本とする。

- a. **医学的ハイリスク者**：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦も含む）
- b. **小児**（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c. **成人・若年者**
- d. **高齢者**：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

〔考え方1〕重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

新型インフルエンザのタイプ	接種順位
成人・若年者に重症者が多い	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 ($a > c > b > d$ の順で重症化しやすいと仮定)
高齢者に重症者が多い	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 ($a > d > b > c$ の順で重症化しやすいと仮定)
小児に重症者が多い	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 ($a > b > d > c$ の順で重症化しやすいと仮定)

〔考え方2〕我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

新型インフルエンザのタイプ	接種順位
成人・若年者に重症者が多い	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 ($a > c > d$ の順で重症化しやすいと仮定)
高齢者に重症者が多い	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者

	④成人・若年者 ($a > d > c$ の順で重症化しやすいと仮定)
--	---

〔考え方3〕重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

新型インフルエンザのタイプ	接種順位
成人・若年者に重症者が多い	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 ($c > d$ の順で重症化しやすいと仮定)
高齢者に重症者が多い	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 ($d > c$ の順で重症化しやすいと仮定)

D. 住民接種の接種体制

住民に対する予防接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

E. 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部の決定を受けて、実施する。

F. 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、県が、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

(5) 村民の生活及び地域経済の安定

新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間続くと言われてしている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、村民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に影響を最小限にとどめるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

8. 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階で想定される状況と対応戦略を定める必要がある。

国は発生段階を、未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分類し、それぞれの段階に応じた対応を定めている。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が判断し公表する。

島根県は行動計画の段階を、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階とし、各段階に応じて対策を行うこととしている。知夫村においては、県が定めた発生段階に応じた対策を行うこととし、離島である状況でもあるため、発生状況にも対応した対策を盛り込むこととする。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

◎地域レベル視点での発生段階の設立

地域における発生段階の設定…地域の発生状況に応じ、柔軟に対応できるよう県ごとに「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」を設ける。

【行動計画の段階】

国	県	村
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態		
【海外発生期】 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態		
【国内発生早期】 国内において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内未発生期】 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態	
	【県内発生早期】 島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
【国内感染期】 国内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内感染期】 島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	
【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態		

Ⅲ. 各 論 (発生段階に応じた対応)

～未発生期～

【状 態】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は発生していない状態 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は認められていない状況。
【対策の目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・国や島根県との連携のもと、発生の早期確認を務める。
【対策の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、村民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

項 目	対 応 策 等
1. 実施体制	<p>(1) 行動計画の策定 特措法の規定に基づき、島根県の行動計画に準じて、新型インフルエンザ等の発生に備えた「行動計画」を策定し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 体制の整備及び国・県との連携強化</p> <p>① 県、他の町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p> <p>② 警察、消防機関等の関係機関と連携を進める。</p> <p>(3) 医療対策上の課題を保健所・医療機関と検討する。</p> <p>(4) 業務上、感染予防として必要なマスク、手袋、消毒液などの購入、備蓄をする。</p>

<p>2. 情報収集・ 情報提供・ 共有</p>	<p>(1) 情報収集 新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>(2) 継続的な情報提供 ①新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。 ②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p> <p>(3) 体制整備等 ①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた村民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。 ②相談窓口体制整備 新型インフルエンザ等発生時に、村民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。</p>
<p>3. まん延防止 に関する措 置</p>	<p>(1) 個人における対策の普及 ①日頃からの栄養摂取・十分な睡眠・休養、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、また罹患した場合の対応についての理解促進を図る。 ②各家庭で最低2週間分の食料、生活必需品の備蓄、学校休校時の児童・生徒の世話等について事前に話し合うよう啓発する。</p> <p>(2) 地域、社会レベルでの対策の周知 ①新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育所等の臨時休業、集会の自粛等の国内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。 ②衛生資器材等の状況把握 衛生資器材等（個人防護具、消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の把握に努める。</p> <p>(3) 水際対策 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県等関係機関との連携を強化する。</p>

<p>4. 予防接種</p>	<p>(1) 基準に該当する登録事業者の登録</p> <p>①国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に関する周知を行うこと等に協力する。</p> <p>②国が、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。</p> <p>(2) 接種体制の構築</p> <p>① 特定接種の体制整備</p> <p>国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。</p> <p>②住民接種の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、村内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。 ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、知夫村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は、技術的な支援を行う。 ・速やかに接種することができるよう、知夫村診療所・隠岐島前病院、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。 <p>③情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、村民の理解促進を図る。
<p>5. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <p>①県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続き等を決めておく。</p> <p>(2) 火葬体制の構築</p> <p>①遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる物資を確保しなければならないが、本村は、西ノ島町・海士町の火葬場を借りて実施しているので、事前に西ノ島町・海士町と協議をしておく。</p> <p>②火葬場の処理能力についての把握・検討するとともに、火葬場の火葬能力を超える死亡者が出た場合に備え、一時遺体安置所を選定し、確保する。</p>

	<p>(3) 物資及び資材の備蓄等</p> <p>新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p>
--	---

～海外発生期～

【状 態】	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態。 ・海外における状況は、発生源・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
【対策の目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に備えて体制の整備を行う。 ・県内発生が遅延と早期発見に努める。
【対策の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、村内発生に備え、村内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、村内事業者、村民に準備を促す。

項 目	対 応 策 等
1. 実施体制	緊急事態宣言がなされたときには速やかに村対策本部を設置できるよう、県等と連携をとりながら情報収集に努め、準備を進める。
2. 情報収集 ・情報提供 ・共有	<p>感染拡大を早期に探知するため、県等と連携して、学校等でのインフルエンザの集団発生等の情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ適宜協力する。</p> <p>(1) 情報提供 国や県が発信する情報を入手し、村内放送等の手段により村民へのわかりやすい情報提供に努める。情報入手が困難な外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者に配慮し情報提供手段を講じるよう努める。</p> <p>(2) 情報共有 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。</p> <p>(3) 相談窓口の設置 国や県からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、隠岐保健所と連携し、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容についても対応できる体制について検討する。</p>

<p>3. まん延防止に関する措置</p>	<p>(1) 感染拡大防止策の準備</p> <p>マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。</p>
<p>4. 予防接種</p>	<p>(1) 特定接種</p> <p>国が特定接種を実施することを決定した場合、村は、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>(2) 住民接種</p> <p>発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合、全村民が速やかに予防接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</p>
<p>5. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>(1) 要援護者対策</p> <p>新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者（介助者がいない児童・高齢者・障害者など）や協力者へ連絡し、食料・生活必需品の備蓄などを勧める。</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置</p> <p>国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け、西ノ島町・海士長と連携し対応する。</p>

～県内未発生期～

【状 態】	・国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、島根県内では患者が発生していない状態。
【対策の目的】	・県内発生が遅延と県内発生早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
【対策の考え方】	・県内発生に備えて、原則として、海外発生期の対策を継続する。 ・国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。 ・国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が県域において緊急事態措置を実施すべき区域として、緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等を行う。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

項 目	対 応 策 等
1. 実施体制	<p>(1) 体制整備と連携強化</p> <p>県域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、速やかに村長を本部長とする村対策本部を設置する。(緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。)</p> <p>村対策本部は、有識者等の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び島根県行動計画、村行動計画等に基づき、対策を協議実施する。</p>
2. 情報収集 ・情報提供 ・共有	<p>(1) 情報収集・情報提供</p> <p>村民から寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、村民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに次の情報提供に反映させる。</p> <p>(2) 情報共有</p> <p>国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>(3) 相談窓口等の体制充実・強化</p> <p>国や県からの要請を受け、状況の変化に応じて、国または県が配布するQ&Aの改定版を基に、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。</p>

<p>3. まん延の防止に関する措置</p>	<p>(1) 村内での感染拡大防止策</p> <p>① 県が国と連携して、感染症法に基づいて行う、新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応（治療・入院措置等）や新型インフルエンザ等が疑われる患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に対して協力する。</p> <p>② 県が業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 ・ 県からの要請に基づき、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化する。
<p>4. 予防接種</p>	<p>(1) 住民接種</p> <p>① 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。</p> <p>② 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、役場保健センター・集会所・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、村内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p>(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>
<p>5. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>(1) 要援護者対策</p> <p>本人や医療機関から要請があった場合は県と連携して見回り、食事の提供等の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置</p> <p>県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に渡すよう調整する。</p> <p>遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。火葬上の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。</p>

	<p>(3) 事業者の対応 県が村内の事業者に対して行う、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始する旨の要請に協力する。</p> <p>(4) 村民・事業者への呼びかけ 必要に応じ、村民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>(5) 緊急事態宣言がされている場合の措置 必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 水の安定供給 水道事業者である村は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② サービス水準に係る村民への呼びかけ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、村民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。</p> <p>③ 生活関連物資等の価格の安定等 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>
--	---

～県内発生早期～

【状 態】

県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

【対策の目的】

- ・ 県内での感染拡大を出来る限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、村民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、村民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

項 目	対 応 策 等
1. 実施体制	<p>(1) 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに村長を本部長とする村対策本部を設置する。(緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することが可能。) 村対策本部は、有識者等の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び県行動計画、村行動計画等に基づき、対策を協議実施する。</p> <p>(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置 速やかに村対策本部を設置して基本的対処方針及び町行動計画に基づき、必要な対策を実施する。</p>
2. 情報収集 ・ 情報提供 ・ 共有	<p>(1) 情報提供 村民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供する。その場合、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細で分かりやすい説明を合わせて提供する。</p>

	<p>引き続き、特に、個人一人ひとりにとるべき行動を理解しやすいよう、村の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。</p> <p>また、国や県等から提供される情報を、必要に応じ、不安等のある村民への情報提供に反映させる。</p> <p>(2) 情報共有</p> <p>国、県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針を迅速に伝達するとともに、都道府県単位での流行や現場の対策の状況を的確に把握する。</p> <p>(3) 相談窓口等の継続</p> <p>国や県からの要請を受け、状況の変化に応じて、国又は県が配布するQ&Aの改定版を基に、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。</p>
<p>3. まん延の防止に関する措置</p>	<p>県の実施する県内での感染拡大防止策に協力する。</p> <p>(1) 村内での感染拡大防止策</p> <p>①県が国と連携して、感染症法に基づいて行う、新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応（治療・入院措置等）や新型インフルエンザ等が疑われる患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に対して協力する。</p> <p>②県が業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い ・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 <p>③県からの要請に基づき、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策の強化を継続する。</p>

4. 予防接種	<p>(1) 住民接種</p> <p>① 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。</p> <p>② 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・役場保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、村内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p>(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>住民接種については、国の基本的対処方針の変更をふまえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>
5. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>(1) 要援護者対策</p> <p>新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置</p> <p>遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。</p> <p>(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>① 水の安定供給</p> <p>水道事業者である村は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>村民生活及び地域経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>

～県内感染期～

【状 態】

県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

【対策の目的】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 村民生活・地域経済への影響を最小限にとどめる。

【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県において実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、村民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

項 目	対 応 策 等
1. 実施体制	緊急事態宣言がなされた場合、速やかに村対策本部を設置する。 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
2. 情報収集 ・ 情報提供 ・ 共有	(1) 情報収集 ①引き続き、村民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等をできる限り迅速に情報提供する。その場合、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体と伴に詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

	<p>②引き続き、村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、村民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>(2) 情報共有 国、県、関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。</p> <p>(3) 相談窓口等の継続 国や県からの要請を受け、状況の変化に応じて国又は県が配布する Q&A の改定版を基に、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。</p>
<p>3. まん延の防止に関する措置</p>	<p>(1) 感染拡大防止策 引き続き村民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するように促す。</p> <p>(2) 県が業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 <p>(3) 県からの要請に基づき、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策の強化を継続する。</p>
<p>4. 予防接種</p>	<p>(1) 住民接種の実施</p> <p>①住民接種 緊急事態宣言が出されていない場合においては、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>②緊急事態宣言がされている場合の措置 住民接種については、国の基本的対処方針をふまえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。住民接種の広報や相談にあたっては、接種の目的や優先順位の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種時期と方法、一人ひとりがとるべき行動、必要な情報を村民にわかりやすく伝えるよう配慮する。</p>

<p>5. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置</p>	<p>(1) 要援護者への生活支援 県内発生早期の対応を継続する。※各課は、各関係機関・団体等に新型インフルエンザ対策の更なる強化を要請する。</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。</p> <p>(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>① 水の安定供給 水道事業者である村は、引き続きそれぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 生活関連物資等の価格の安定等 引き続き村民生活及び地域経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。</p> <p>③ 埋葬・火葬の特例等 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、西ノ島町・海士町と連携し、対応する。 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、西ノ島町・海士町と連携し、対応する。</p> <p>④ 要援護者への生活支援 国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。</p>
--------------------------------	--

コメントの追加 [33]: 市町村行動計画作成の手引き P 25、26 に記載されており、記載の検討をお願いしたいため

～小康期～

【状態】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
【対策の目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
【対策の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について村民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

項 目	対 応 策 等
1. 実施体制	<p>(1) 実施体制 緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに村対策本部を廃止する。</p> <p>(2) 緊急事態宣言解除 国が緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。</p> <p>(3) 対策の評価・見直し これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、村行動計画等の見直しを行う。また、第二波に備えた体制の再整備に関する方針を決定する。</p>
2. 情報収集 ・ 情報提供 ・ 共有	<p>(1) 情報収集 県は再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。村は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ適宜協力する。</p> <p>(2) 情報提供 第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を、村民に情報提供する。相談窓口等に寄せられた問い合わせ、住民や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、県に情報提供する。</p> <p>(3) 情報共有 県と連携して、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する方針を伝達し、現場での状況を把握する。</p>

	<p>(4) 相談窓口等の体制の縮小 県からの要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小する。</p>
3. まん延の防止に関する措置	<p>基本的な感染対策（マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなど）についての普及を図る。</p>
4. 予防接種	<p>(1) 住民接種 ①住民接種 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 ②緊急事態宣言がされている場合の措置 流行の第二波に備え、国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。住民接種の広報や相談にあたっては、接種の目的や優先順位の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種時期と方法、一人ひとりがとるべき行動、必要な情報を村民にわかりやすく伝えるよう配慮する。</p>
5. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>(1) 要援護者対策 本人や医療機関から要請があった場合は、引き続き必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）の必要な支援を行う。 (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置 国、島根県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>

IV. 參考資料編

別 添

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国が基本的な考え方を以下のとおり整理した。

1 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業 種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救急救命センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関同類型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業 種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業（通所、短期入所を除く）、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時に必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時に必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要なガスの安定的・適切な 供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な旅客運送及び緊急物資 の航空機による運送確保のための 空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な旅客運送及び緊急物資 の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な緊急物資（特措法施行 令第14条で定める医薬品、食品、医 療機器その他衛生用品、燃料をい う。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な旅客運送及び緊急物資 の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な電気の安定的・適切 な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車 運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時に ける国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時に ける郵便の確保	総務省
映像・音声・文字 情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時に ける国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時に ける必要な資金決済及び資金の円 滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
河川管理・用水供給業	－	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	－	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	－	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	－	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食品小売業	B-5	各種食食品小売業 食食品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食食品（缶詰、農産保存食食品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食食品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ゴミビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食食品製造業	B-5	缶詰・農産保存食食品製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、レトルト食品製造業、冷凍食品製造業、めん類製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食食品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）	農林水産省
飲食品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食食品及び食食品を製造するための原材料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時に おけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時に おける最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

2 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下のとおり ・対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

「1 特定接種の登録事業者」の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

・用語の解説 ……アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる、A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間や不顕性感染で感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から協力医療機関で診療する体制に切り替える。ただし、ウイルスの病原性が低いことが判明した場合には一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 協力医療機関

病原体の病原性が高いまたは不明であって、患者が増え、帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者の受診がみられるようになった場合に、患者を受け入れる医療機関。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑え

る効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度のいう意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年：1998年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むこととする。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ (H5N1)

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ (H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。感染症法において、鳥インフルエンザ (H5N1) は二類感染症とされている。

鳥インフルエンザ (H5N1) を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザ (H5N1) のウイルスが人から人へと効率よく感染する能力を獲得し、強い病原性を示す、新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。